

新潟市西新潟市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第41号

新潟市西新潟市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市西新潟市民会館条例施行規則の一部を改正する規則)

第1条 新潟市西新潟市民会館条例施行規則(平成9年新潟市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(施設予約システムによる利用の許可申請等の特例)

第7条の2 第4条、第5条及び前条の規定については、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成18年新潟市規則第66号)に規定する新潟市公共施設予約システム(以下「施設予約システム」という。)による利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、施設予約システムにより利用の許可を受けた場合の納付期日は、利用の許可に係る会館の利用日とする。この場合においては、使用料を会館の利用開始前までに納付しなければならない。

(新潟市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則)

第2条 新潟市生涯学習センター条例施行規則(平成16年新潟市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システムにより利用の許可を受けた場合の納付期日は、利用の許可に係る生涯学習センターの利用日とする。この場合においては、使用料を生涯学習センターの利用開始前までに納付しなければならない。

（新潟国際友好会館条例施行規則の一部を改正する規則）

第3条 新潟国際友好会館条例施行規則（平成16年新潟市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「いう。）を」の次に「次に掲げる目的で」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第1条に規定する市民の国際交流及び国際協力に関する活動の促進を図る目的
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条第6号に規定する事業を行う目的

第7条第3項中「を利用する」を「により利用の許可を受けた」に、「するものとする」を「する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、使用料を会館の利用開始前までに納付しなければならない。

別記様式第1号中

「

住 所	郵便番号																	
希望する認証番号 (4桁～16桁)	※ 認証番号は数字及びアルファベット(1文字以上)で記入ください。																	
	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																	

を

」

「

住 所	郵便番号
-----	------

に

改める。

(新潟市新津地域学園条例施行規則の一部を改正する規則)

第4条 新潟市新津地域学園条例施行規則(平成17年新潟市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削る。

第6条第1項ただし書を削る。

第7条ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

(施設予約システムによる利用の許可申請等の特例)

第7条の2 第4条、第5条及び前条の規定については、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成18年新潟市規則第66号)に規定する新潟市公共施設予約システム(以下「施設予約システム」という。)による利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

第8条第3項中「を利用する」を「により利用の許可を受けた」に、「するものとする」を「する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、使用料を学園の利用開始前までに納付しなければならない。

(新潟市白根学習館使用料徴収規則の一部を改正する規則)

第5条 新潟市白根学習館使用料徴収規則(平成17年新潟市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成18年新潟市規則第66号)に規定する新潟市公共施設予約システムにより利用の許可を受けた場合の納付期日は、利用の許可に係る白根学習館の利用日とする。この

場合においては、使用料を白根学習館の利用開始前までに納付しなければならない。

(新潟市潟東ゆう学館条例施行規則の一部を改正する規則)

第6条 新潟市潟東ゆう学館条例施行規則（平成17年新潟市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同項ただし書を削り、同条を第2条とする。

第4条中「又は」を「及び」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(施設予約システムによる利用の許可申請等の特例)

第6条 第2条、第3条及び前条の規定については、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）による利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

第9条第3項中「を利用する」を「により利用の許可を受けた」に、「するものとする」を「する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、使用料をゆう学館の利用開始前までに納付しなければならない。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「第3条」を「第2条」に改める。

別記様式第4号中「第4条」を「第3条」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「第5条」を「第4条」に改める。

(新潟市黒崎市民会館条例施行規則の一部を改正する規則)

第7条 新潟市黒崎市民会館条例施行規則(平成17年新潟市規則第248号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(施設予約システムによる利用の許可申請等の特例)

第7条の2 第4条、第5条及び前条の規定については、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成18年新潟市規則第66号)に規定する新潟市公共施設予約システム(以下「施設予約システム」という。)による会館(条例第2条第1項第2号から第8号までの施設に限る。第9条第3項において同じ。)の利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、施設予約システムにより利用の許可を受けた場合の納付期日は、利用の許可に係る会館の利用日とする。この場合においては、使用料を会館の利用開始前までに納付しなければならない。

(新潟市江南区文化会館条例施行規則の一部を改正する規則)

第8条 新潟市江南区文化会館条例施行規則(平成24年新潟市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第3条中「その利用許可申請書が受理された」を「利用許可申請書の受理及び新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成18年新潟市規則第66号)に規定する新潟市公共施設予約システム(以下「施設予約システム」という。)による申込みがなされた」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(施設予約システムによる利用の許可申請等の特例)

第5条の2 第2条及び前条の規定については、施設予約システムによる音楽演劇ホール等（音楽演劇ホールを除く。第7条第3項において同じ。）の利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

第7条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、施設予約システムにより利用の許可を受けた場合の納付期日は、利用の許可に係る音楽演劇ホール等の利用日とする。この場合においては、使用料を音楽演劇ホール等の利用開始前までに納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。